

	号外 昭和34年4月1日 第3種郵便物認可	定価1部2円 発行所 盛岡市内丸10番1号 岩手県庁内 岩手県職員労働組合	No.2350 2015年 11月9日	11/9から『住ま いる共済』(火災共 済・自然災害共済) スポット募集開 始! 災害へ備え、 ぜひ加入を!
---	------------------------------------	---	---------------------------	---

2015確定闘争⑦ 11.6県職労人事課長交渉 当局は職員の声을聞け!

給与改定 12月議会提案は難しい!? 給与制度の 導入姿勢頑な・依然「平行線」!

11月6日、県職労は確定期2度目となる人事課長交渉を行い、給与改定にかかわる要求と職場における県職労独自要求について課題の改善を求めた。

月例給・一時金の早期改定については、「県人勸を尊重」としながらも「国の動向が不透明であるため12月議会の提案は難しい」とし、**依然として早期実施とはせず、その方向性を明らかにしていない**。一方、**給与制度の総合的見直し**は「勧告を重く受け止め導入を検討する」とし、実施しないよう求めた交渉団とは平行線を辿った。



菊池人事課長に改善策を追及する県職労交渉団

さらに、**通勤手当の自己負担の解消策**について、これまでの手当改善が難しいとの姿勢に対し、負担とならないよう人事異動での配慮を求めたところ、「**自己負担解消のみに着目した人事異動は難しい**」とし、改善姿勢が見られず、**高齢層職員の処遇改善**は、「主幹任用の拡大、勤勉手当の運用上の工夫などの取り組みを継続する」との回答にとどまり、新たな改善策には言及がなく、依然課題は並行線のままとなった。

回答の多くがこれまでの回答を繰り返す消極的な態度に終始しており、**改善姿勢とは程遠く、極めて不満が残る結果となった**。交渉団からは、給与改定の確実な実施と給与制度の総合的見直しの深刻な影響を訴え、当局に再考を求めるとともに、**11月11日の総務部長交渉において、県人勸の取扱い・諸課題への前進回答を示すよう強く求めた**。

○ 中高年齢層職員の処遇について

《県 職 労》前回、個々の対処が一定程度実施されていることは確認したが、給与制度の総合的見直しが入れば現給保障者が増加し、対象者も増える。更なる取り組みが必要だが認識は。

【人事課長】給与制度の総合的見直しを実施した場合には経過措置対象者が中高年齢層を中心に生じるため、主幹等任用の拡大や勤勉手当の運用上の工夫など、様々な視点の取り組みを継続する方向である。

《県 職 労》再度現給保障となる者もいる。勤務意欲向上に向け、更なる対策が必要である。検討を。

○ 人員確保／職員の負担軽減策

《県 職 労》人員不足解消のため人員確保が第一だが、人員が補充されない中でのこれまでの業務のやり方では限界がある。業務実施で職員の負担軽減するやり方も考えるべきだ。

【人事課長】4月に業務の平準化を各所属長に求め、来年のいわて国体に関しても副知事からも各部局長に指示している。また定数調整に係るヒアリングを通じ、各部局の取り組み状況を聴取し、業務の見直しに向けた取り組みを進めるよう配慮したい。

《県 職 労》すでに調整した結果が現状である。これ以上の調整は困難である。また、個々の職場から、人員配置を要求しているが、要望が実現していないとの声も多い。実態を踏まえた定数調整を求める。

【人事課長】各部局に加え、広域振興局に出向いて直接ヒアリングする機会を設けている。職場実態の把握に努める。

○ 超過勤務の縮減策

《県 職 労》超過勤務が増加傾向であり、人員も増えていることから、例年以上に予算確保が必要と予想される。実態を把握して予算措置すべき。

【人事課長】12月補正に向けた検討をしているが、所要額は各部局からよく話を聞いて対応する。冬季国体の開催という特殊事情を踏まえた上で算定し、財政課と調整をする。

《県 職 労》不払い残業を解消するよう、十分な予算確保と所属への適正配分を求める。

○ 任期付職員の処遇改善

《県 職 労》任期付職員の選考採用について、検討を急ぐとの回答だが、具体的にはいつ頃か。

【人事課長】総務部長交渉時（11/11）に一定の方向性を示すよう努力する。

《県 職 労》選考方法はこれまでの現場での実践経験を踏まえて決定すべき。配慮を求める。

○ ハラスメント対策

《県 職 労》パワハラについて、人事委員会からの通知を踏まえた具体的な対策は。

【人事課長】11月5日付で各部局長あて通知を発出した。管理課長会議などの場を通じて部局に徹底するとともに、職員への周知に努める。

《県 職 労》11月5日通知では各部局の管理課長等が相談窓口となっており、職員が相談できるか疑問であり、極めて不十分である。第3者機関など相談しやすい体制を構築すべきだ。

災害への備え、再度検討を！ 募集期間:11月9日～12月21日 『住まいる共済』スポット募集を実施！

今年新しくなった「住まいる共済」（火災共済・自然災害共済）のスポット募集を行います。6月にセット共済と同時に新規募集・更新のご案内をしましたが、その時期に検討ができなかったという方や、その後保障を大きくしたいと検討中の方に、加入・変更できるチャンスです。「類焼損害補償特約」（近隣への延焼による損害に対応）、「個人賠償責任共済」（賠償責任が生じる様々な事故に対応）など特約を充実し、更なる安心を担保しています。契約は2016年3月1日発効。詳細は各支部書記局まで。